農 整 第 １ ８ ６ ９ 号
令 和 ８ 年 ９ 月 ２ ４ 日

各市町関係課長　様

兵庫県農林水産部
農地整備課長

週休２日制度及び熱中症対策に係る経費補正の廃止について（参考送付）

県営工事における農業農村整備事業に関して、週休２日制度の経費補正を廃止することとし、それに伴い、週休２日制度、熱中症補正に関する要領について、令和８年５月 21 日付技企第 1079 号-2 により改定された要領に準拠することとしますので、参考送付いたします。

記

１　準拠する要領

（１）週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領【別紙１】
（２）熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領【別紙２】

２　適用

令和８年 10 月１日以降より起工伺いする工事

３　通知経緯

週休２日制の達成状況に応じて経費補正を行ってきたところであるが、国において週休２日工事の取組状況等を踏まえ、週休２日の取得に要する費用計上等による試行は完了し、費用計上等を実施しないこととなった。これを踏まえ、本県においても同様に経費補正を行わないこととする。

４　その他

本通知に伴い、下記通知は廃止とする。

（１）令和７年９月25日付農総第1700号

（２）令和７年９月29日付農整第1833号

（３）令和７年10月３日付農整第1855号

５　参考文書等

令和８年４月６日付　８近振第 78 号

近畿農政局農村振興部長より　兵庫県農林水産部長宛て

「 令和８年度から適用する土地改良事業等に関する積算基準類に係る通知の改正について」

担当：農地整備課基盤整備班　横田

公用携帯　080-4081-6725

（電子メール施行）
技企第 1079 号-2
令和８年５月 21 日

各関係機関の長　　様

土木部技術企画課長

週休２日制度及び熱中症対策に係る要領等の改定について（送付）

土木部が所管する工事において、港湾工事・空港工事を除く全ての工事で週休２日制の経費補正を廃止することとし、それに伴い下記要領の改定を行うので参考送付します。

記

１　改定要領
（１）週休２日制度を活用する工事に係る事務取扱要領
（２）熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領
（３）共通特記仕様書

２　改定要旨
週休２日制の経費補正について、労務費調査等による実態調査を踏まえ補正係数が設定されてきたが、国は昨年度調査では週休２日実施の有無による賃金差等が生じていないことから令和８年度以降の補正係数を廃止した。これを踏まえ、本県においても同様に補正係数を廃止することとし、各要領の経費補正に係る部分を改定する。
なお、本改定にあわせて対象工事に誤りがあったことから、記載を訂正する。

３　適用
単価適用年月日が令和８年６月１日の設計書から適用
※ただし、対象工事は訂正であるため前回改定時の単価適用年月日から適用する

４　港湾工事・空港工事における留意事項
・引き続き、週休２日の経費補正対象となることから、改定前の要領等を準用する

５　問い合わせ先
土木部 技術企画課　技術管理班　TEL 078-362-9287(内線 79484)